様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和８年６月23日

茨城県知事　　大井川　和彦　殿

提出者
住　　所　茨城県筑西市辻2382
氏　　名　茨城県企業局県西水道事務所
　　所長　東ケ崎　祐二
電話番号　０２９６－３７－７４０２

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	茨城県企業局 県西水道事務所（関城浄水場）
事業場の所在地	茨城県筑西市辻2382
計画期間	令和８年４月１日～令和９年３月３１日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	３６　水道業
②事業の規模	一日最大給水量　上水 37,400 ㎥　工水 10,700 ㎥
③従業員数	４７名（職員２６名，委託者２１名）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	沈殿排泥水 → 中間処理 → 運搬（委託）→ 中間処理場（処理業者に委託しセメント原料として再利用）

（日本工業規格Ａ列４番）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

所長
｜
次長兼総務課長
｜
浄水課長（廃棄物担当課）

課員	課員	課員
（施設担当）	（水質担当）	（産業廃棄物中間処理施設技術管理者）
２名	１名	１名

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	浄水発生汚泥	
排　　出　　量	43,764 t	t

（これまでに実施した取組）
・薬品の適正注入
・沈殿池排出汚水の濃度管理
・脱水機、天日乾燥床の効率運転
・含水率の適正管理を行い発生汚泥の低減を図っている

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	浄水発生汚泥	
排　　出　　量	44,000 t	t

（今後実施する予定の取組）

上記の取り組みを継続して実施する

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
産業廃棄物が一種類のため、該当なし

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
産業廃棄物が一種類のため、該当なし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	浄水発生汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組） 実施してない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	浄水発生汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	浄水発生汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	42,097.84ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組） ・浄水処理過程で排出される全濁水を脱水機と天日乾燥床で処理している		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	浄水発生汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	42,280ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組） ・中間処理前の濁水管理を適正に行う		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	浄水発生汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組） 実施してない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	浄水発生汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	浄水発生汚泥	
	全処理委託量	1,666.16ｔ	ｔ
	優良認定処理業者への処理委託量	0ｔ	ｔ
	再生利用業者への処理委託量	1,666.16ｔ	ｔ
	認定熱回収業者への処理委託量	0ｔ	ｔ
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従い産業廃棄物の処理を再生処理業者と委託契約している		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	浄水発生汚泥	
		全処理委託量	1,720ｔ	ｔ
		優良認定処理業者への処理委託量	0ｔ	ｔ
		再生利用業者への処理委託量	1,720ｔ	ｔ
		認定熱回収業者への処理委託量	0ｔ	ｔ
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0ｔ	ｔ
		（今後実施する予定の取組） ・上記の取り組みを継続して実施する		
※事務処理欄				

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。